

令和7年度 公文書開示状況（令和7年4月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 2. 17	R7. 4. 2	・ 小金井市で〇〇が運営する特別養護老人ホーム〇〇に対して行った指導監査や検査、調査に関連する過去5年間の資料一式。 ・ 〇〇が東京都に提出した調査票や現況報告書などの資料一式。	113		1					1	1	1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7条3号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 （7条4号） 偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	高齢者施策推進部介護保険課
2	R7. 2. 10	R7. 4. 11	（1）「城北労働福祉センター本館外壁等改修工事」に関する文書すべて （2）2/5の話し合いの場で福祉局A氏は「都が認めていない工作物があると工事ができない」と発言したが、その根拠となる規定または文書	139	1	1					1	1	1						（7条第2号） ・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある情報であるため ・ 公にすることにより、業務目的以外のメールがなされるなど、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる恐れがあるとみとめられるため （7条第3号） 公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる恐れがあると認められるため （7条第4号） 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序に支障を及ぼす恐れがあると認められるため	福祉局総務部総務課
3	R7. 4. 1	R7. 4. 15	令和7年度定期購読図書類の年間登録一覧表（福祉局保有分） ※一般紙について〇〇新聞・〇〇新聞・〇〇新聞・〇〇新聞・〇〇新聞以外の購読図書情報、政党新聞について〇〇・〇〇・〇〇・〇〇以外の購読図書情報及びその他 請求内容と関係ないページ（表紙等）は開示対象外	23	1															福祉局総務部総務課
4	R7. 2. 21	R7. 4. 9	令和6年3月25日付5福祉指二第963号の結果通知に対して事業者から提出された改善状況報告書一式	91		1						1	1		1				（7条3号）未確定の情報を公にすることにより、法人の資金繰り等に支障をきたし、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるため。 （7条4号）法人印の印影に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条6号）作成段階かつ協議先に未提出の文書であり、検査事務において取得した一般に公にされていない情報であり、公にすることにより関係者との信頼関係を損ね、今後の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局指導監査部指導第二課
5	R7. 2. 17	R7. 4. 17	（1）令和5年12月20日付5福祉指一第882号「実地検査の実施について（通知）」 （2）実地検査指導事項票 （3）令和6年3月25日付5福祉指一第1439号「実地検査の結果について（通知）」	47	1															福祉局指導監査部指導第一課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R7. 2. 17	R7. 4. 17	(1) 事前提出資料一式 (2) 改善状況報告書 (3) 令和 6 年度施設調査書	306		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7 条 2 号及び 3 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、本件を公にすることにより、当該法人や施設等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 3 号及び 4 号) 本件を公にすることにより、当該法人や施設等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。 (7 条 3 号) 本件を公にすることにより、当該法人や施設等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 2 号、 3 号及び 6 号) 個人に関する情報で他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。また、本件を公にすることにより、当該法人や施設等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。加えて、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7 条 3 号及び 6 号) 本件を公にすることにより、当該法人や施設等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局指導監査部指導第一課
7	R7. 2. 10	R7. 4. 11	城北労働・福祉センター (R6) 本館の外壁及び屋上等改修工事に係る工事施工依頼について (依頼) (06福祉生保第65号)	3	1														福祉局生活福祉部保護課	
8	R7. 4. 22	R7. 4. 30	(1) 令和 7 年度改定生活保護基準額表 (2) 令和 5 年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算 (令和 7 年度 4 月 1 日適用基準)	14	1														福祉局生活福祉部保護課	
9	R7. 4. 4	R7. 4. 16	令和 6 年度東京都若年被害女性等支援事業において、補助金受給している 5 団体から提出された実績報告書全て					1											当該公文書を取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
10	R7. 2. 16	R7. 4. 17	令和 5 年度・ 6 年度 出産・子育て応援交付金事業において、東京都からこども家庭庁へ提出した文書全て 市区町村から取得した文書のうち、NPO等民間団体への委託分に関する文書	2827	1	1		1			1	1			1				(7 条 2 号) 公にすることにより特定の個人を識別することができるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (不存在) 当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
11	R7. 2. 18	R7. 4. 18	令和 6 年度東京都ひとり親家庭自立支援計画・ひとり親家庭等生活支援事業のうち、こども家庭庁ひとり親家庭等生活向上事業に係わる文書 東京都からこども家庭庁へ提出した全ての文書 市区町村、民間団体から東京都が取得した文書	1522		1		1			1	1	1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (不存在) 当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
12	R7. 4. 4	R7. 4. 18	「それって虐待かも？」リーフレット (低学年向けのもの・高学年向けのもの)	4	1															福祉局子供・子育て支援部家庭支援課	
13	R7. 2. 26	R7. 4. 24	令和 3 年度及び令和 4 年度の東京都若年被害女性等支援事業の概算払に際し、10出総第2050号『東京都会計事務規則第83条第1項第13号の規程に基づく「出納帳が別に定めるもの」について』に基づき局長又は所長が概算払いの必要性を認めた一切の文書。なお、支援育成課長は局長又は所長に該当しないため、課長を決済決定権者とする文書は該当しない。局長又は所長の確認があることを証する文書を対象とする。	272	1																福祉局子供・子育て支援部育成支援課
14	R7. 3. 11	R7. 4. 22	・ 事故報告書 ・ 令和 6 年12月12日来庁時に法人・施設が持参した資料 ・ 施設職員への周知文書 ・ A事業所預り金規定等(案)	56		1					1	1	1		1					・ 条例第 7 条第 2 号 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため ・ 条例第 7 条第 3 号 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 ・ 条例第 7 条第 4 号 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため ・ 条例第 7 条第 6 号 公にすることで、正確な事実の把握を困難にする等の行政事務の適切な遂行に支障を及ぼおそれがあるため	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
15	R6. 11. 29	R7. 4. 3	以下事業所に係る直近 5 年度分の「介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表」 <対象事業所> B事業所	2	1																福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
16	R6. 11. 29	R7. 4. 3	以下対象事業所に係る直近5年度分の「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」関連書類 ＜対象事業所＞ C事業所 D事業所 E事業所 F事業所 G事業所 H事業所 I事業所 J事業所 K事業所 L事業所	572		1					1	1	1						東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認 められるため。 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人 等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位そ の他社会的な地位が損なわれると認められるため。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局障害者施策推進 部地域生活支援課
17	R7. 3. 21	R7. 4. 4	〇〇病院に対して、2023年度または2024年度に実施した精神保健福祉法に基づく臨時立入検査に関する書類のすべて						1										東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に該当するため	福祉局障害者施策推進 部精神保健医療課